

## 豊島区監理技術者の専任義務の緩和の取扱いに関する運用基準

制定 令和4年3月31日

総務部長決定

(趣旨)

第1条 この基準は、豊島区発注工事における建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置要件等について、必要な事項を定めるものとする。

(特例監理技術者の配置要件)

第2条 法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける特例監理技術者の配置要件は、次の各号の全てに該当する場合とする。兼務することができる工事は、豊島区（以下、「区」という。）が発注する工事に限らず、区が発注する工事以外の工事（民間企業等が発注する工事を含む）も対象とする。

- (1) 兼務する工事が維持工事（通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事）でないこと。
- (2) 施工能力審査型総合評価方式により落札者を決定する工事でないこと。
- (3) 法施行令第28条で定める監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。  
なお、監理技術者補佐の法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (5) 特例監理技術者は工事希望申込日（指名競争入札に付す場合であって希望申込みを伴わないものは開札日、随意契約による場合にあっては見積書の提出日）において、監理技術者補佐は配置を予定する日において、入札参加者とそれぞれ3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (6) 特例監理技術者が兼務できる工事は、現場間の距離が概ね10km以内であること。
- (7) 発注公告により兼務できる工事であることを明示していること。
- (8) 特例監理技術者の兼務を希望する事業者の前年度または当該年度における工事成績評定（豊島区請負工事成績評定要綱（平成20年4月1日総務部長決定）に規定する工事成績評定をいう。）が60点以上であること。
- (9) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (10) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (11) 監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。
- (12) 区が発注する当該工事において、現場代理人と特例監理技術者を兼務していないこと。
- (13) 区工事主管課の所属長が、工事の適正な施工に支障があり兼務を認めることが適当でないと判断した工事でないこと。

(兼務できる工事数)

第3条 同一の特例監理技術者が兼務することができる工事の数は、専任を必要とする工事を含み2件までとする。ただし、同一あるいは別の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これらの複数の工事を一の工事とみなす。

(兼務に関する手続き等)

第4条 特例監理技術者の兼務については、次の手続きを行うこととする。

- (1) 区が発注する工事において、特例監理技術者の兼務を認める場合は、起工時に区工事主管課の担当者から区契約担当者へ提出する「発注予定工事」に兼務の可否を記載する。
- (2) 区契約課は、発注公告に当該工事に係る兼務の可否を記載する。  
特例監理技術者の兼務を認める工事である場合は、発注公告に「特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書」（以下「申請書」という。）及び配置要件確認のための資料を添付する。
- (3) 特例監理技術者の兼務を希望する事業者は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより、入札参加希望申請時に申請書及び配置要件確認のための資料を添付して、区長に提出しなければならない。
- (4) 配置を希望する特例監理技術者が現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）においても、法第26条第3項ただし書の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す配置要件に該当すること）を事業者自身にて必ず確認すること。
- (5) 区長は、事業者より申請書の提出があった場合は、特例監理技術者の兼務の可否について遅滞なく事業者に連絡しなければならない。
- (6) 区長は、区が既に発注した工事に配置している監理技術者が、特例監理技術者として、他の工事（区が発注する工事以外も含む）を兼務しようとする場合は、当該工事を受注した事業者に対して、申請書の提出を求めるものとする。
- (7) 開札時点において技術者の適正配置（特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置又は監理技術者の配置）が不可となった場合は、その者のした入札は無効とする。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に行われる発注公告を行う工事について適用する。

特例監理技術者の配置を予定している場合の申請書

年 月 日

豊島区長

住所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり、特例監理技術者等の配置を予定したいので申請します。

特例監理技術者 (予定)	氏名			
	技術検定種 目			
希望申請案件	契約番号			
	工事件名			
	監理技術者補佐 (予定)	氏名		
		技術検定種 目		
	雇用関係の 確認	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 雇用状況確認証 (雇用状況の確認できるもの) <input type="checkbox"/> その他		
中の工事(又は今後配置を予定している特例監理技術者が現に履行 配置を予定している特例監理技術者が現に履行 中の工事)	発注者			
	工事主管部署			
	担当者及び連絡先			
	工事件名			
	施工場所			
	希望申請案件との直接 距離	km		
	工事内容	維持工事に 該当	<input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない	
	契約金額(税込)			
	工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	現場代理人 氏名			
	監理技術者補佐 氏名 (予定)			
(備考)				

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件を確認するために必要な資料を添付して提出すること。

※1 特例監理技術者の兼務する予定の工事が確認できる書類

- ① CORINS の写し

※2 監理技術者補佐の資格確認資料の写し

- ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
- ③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等

※3 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し

- ① 健康保険被保険者証（注1） ② 雇用状況確認証（雇用状況の確認できるもの） 等

注1：健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番

号にあらかじめマスキングを施すこと。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項

以下のとおり、確認しました。

契 約 番 号	
工 事 件 名	
<input type="checkbox"/>	1) 建設業法第26条第3項ただし書 <sup>※</sup> による監理技術者の職務を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置すること。
<input type="checkbox"/>	2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者若しくは学歴や実務経験による監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
<input type="checkbox"/>	3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（恒常的な雇用関係とは配置時点の日において3か月以上の雇用関係があることをいう。）
<input type="checkbox"/>	4) 同一の特例監理技術者を配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までであること。
<input type="checkbox"/>	5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、現場間の距離が概ね10km以内であること。（豊島区内又は練馬区、中野区、新宿区、文京区、板橋区、北区を目安とする。含まれない地域については、発注者と協議の上決定するものとする。）
<input type="checkbox"/>	6) 特例監理技術者が兼務する工事は維持工事以外でなければならないこと。（「維持工事」とは通年維持工事等（24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な工事））
<input type="checkbox"/>	7) 特例監理技術者が兼務する工事は、施工能力審査型総合評価方式で落札者を決定する工事でないこと。
<input type="checkbox"/>	8) 配置を予定している特例監理技術者が、現に履行中の工事（又は今後配置を予定している工事）についても建設業法第26条第3項ただし書 <sup>※</sup> の規定を適用できること（現に履行中の工事等の発注者が示す兼務の要件に該当すること）。
<input type="checkbox"/>	9) 事業者の前年度または当該年度における豊島区の工事成績評価が60点以上であること。
<input type="checkbox"/>	10) 区が発注する当該工事において、現場代理人と特例監理技術者を兼務していないこと。

注：上記すべてを確認し、レ又は■を記載すること。

※建設業法第26条第3項ただし書条文抜粋

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

## 第二十六条

1～2 (省略)

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する

重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければなら

ない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業

者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者とし

て、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令

で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。